

○砺波市放任果樹等伐採事業補助金交付要綱

令和7年3月31日

砺波市告示第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市補助金等交付規則（平成16年砺波市規則第31号）第26条の規定に基づき、砺波市放任果樹等伐採事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、クマによる人身被害等防止のため、クマの誘因物となる管理されていない果樹等（以下「放任果樹」という。）の伐採を行ったものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 砺波市内に放任果樹を所有する者又はその親族
- (2) 砺波市内の地区自治振興会（砺波市地区の建制順序（平成16年砺波市告示第3号）に掲げる地区を単位とする自治振興会をいう。）、自治会その他の団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内に植生する放任果樹の伐採に係る費用であって、次に掲げる費用を合計した額とする。ただし、伐採した放任果樹1本あたり15,000円を限度とする。

- (1) 伐採労務費
- (2) 消耗品
- (3) 燃料費
- (4) 賃借料
- (5) 処分料
- (6) 保険料
- (7) 委託料
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 補助金の交付は、申請日の属する年度において、同一の申請者につき1回限りとする。

(補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、放任果樹の伐採を行った年度内に、砺波市放任果樹等伐採事業補助金交付申請書兼請求書

(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 放任果樹の場所が分かる位置図
- (2) 放任果樹の伐採が完了したことを証する写真(作業前、作業中、作業後)
- (3) 放任果樹の伐採に係る領収書の写し及び事業費が確認できる書類
- (4) 振込先の口座番号等が記載された通帳、キャッシュカード等の写し
(交付の決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、砺波市放任果樹等伐採事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)により、申請者に交付の決定及び額の確定を通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第73号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。